

標準仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務委託（以下業務という。）は、発注者において、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条第6号に規定する事業計画の変更に必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

(1) 受注者は、事務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 業務計画書
(ホ) 完了届 (ヘ) 引渡書 (ト) 請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）、建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るために、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければな

らない。

1.1.1 成果品の確認及び納品

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の担当者の成果品確認を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の確認後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。但し、引渡し後（会計検査を含む）においても発注者からの要請があれば、異議なくこれに協力するものとする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.1.2 関係官公庁等との協議

受注者は関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.1.3 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.1.4 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.1.5 証明書の交付

業務の実施に当たって必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.1.6 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

1.1.7 成果物の審査および納品

- (1) 受託者は、業務完了日を含め 10 日以内に、発注者の検査を受検しなければならない。
- (2) 成果物の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後は、成果物一式を納品しなければならない。
- (4) 業務完了において、明らかに託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受託者は直ちに当該業務の修正等を行わなければならない。

1.1.8 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けた場合は、誠意をもって、この内容を遅延なく報告しなければならない。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、調査及び計画に当たり、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅延なく打ち合わせを行うこととする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は十分な協議打合せの後、施工するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。

（3）打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画的対象のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 資料収集

業務上必要な資料については、関係官公庁、企業体等に対し、所在および内容を確認したうえで、収集しなければならない。

2.5 調査及び計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打ち合わせ等を十分検討した後、特記仕様書等に基づいて事業計画を作成するものとする。

2.6 まとめと照査

作業項目における方針・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次の通りとする。

I. 下水道全体計画図書

（1）下水道全体計画図書

- ① 下水道全体計画説明書 A4判製本 5部
- ② 下水道全体計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度） 白焼き 5部
- ③ 区画割平面図（汚水及び雨水）（縮尺 1/2,500 程度） 白焼き 5部
- ④ 幹線管きよ縦断面図（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度） 白焼き 5部
- ⑤ 管きよの流量計算書 白焼き 5部

（2）その他関係図書

（3）打合せ議事録

（4）データ一式

（図面や報告書については、CAD（HO、JW）形式、Word、Excel、PDF で納品）

II. 事業計画申請図書

（1）事業計画申請図書

- ① 事業計画書 A4判製本 5部
- ② 事業計画説明書 A4判製本 5部
- ③ 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺 1/10,000 程度） 白焼き 5部
- ④ 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）
（縮尺 1/2,500 程度） 白焼き 5部
- ⑤ 主要な管きよ縦断面図（汚水及び雨水）
（縮尺横 1/2,500 程度、縦 1/100 程度） 白焼き 5部
- ⑥ 主要な管きよの流量計算書 白焼き 5部
- ⑦ ポンプ場施設図
平面図（縮尺 1/500 程度）

施設断面図（水位関係含む）（縮尺 1/100 程度） 白焼き 5 部

(2) その他参考図書

区画割平面図（汚水・雨水）（縮尺 1/2,500 程度）

枝線の管きょ流量計算書

(3) 打ち合わせ議事録

(4) データー式

（図面や報告書については、CAD（HO、JW）形式、Word、Excel、PDF で納品）

Ⅲ. 都市計画決定図書（別途業務）

(1) 計画図書

① 計画書

② 計画図 下水道計画総括図（縮尺 1/25,000 程度） 都市計画総括図 5 部

③ 計画図 計画平面図（縮尺 1/1,000 程度） 白焼き着色 5 部

(2) その他参考図書

(3) 打ち合わせ議事録

(4) 電子成果品一式

（図面や報告書については、CAD（HO、JW）形式、DocuWorks、PDF で納品）

Ⅳ. 都市計画事業認可申請図書（別途業務）

(1) 事業認可申請図書

① 申請書 A4 判製本 5 部

② 計画書 A4 判製本 5 部

③ 資金計画書 A4 判製本 5 部

④ 事業地を表示する図面

事業地を表示する図面（位置図）（縮尺 1/25,000 程度） 白焼き着色 5 部

事業地を表示する図面（平面図）（縮尺 1/2,500 程度） 白焼き着色 5 部

管渠平面図（縮尺 1/500 程度） 白焼き着色 5 部

ポンプ場平面図（縮尺 1/500 程度） 白焼き着色 5 部

(2) 設計の概要を表示する図面

区画割平面図（縮尺 1/2500 程度） 白焼き 5 部

ポンプ場、計画平面図（縮尺 1/500 程度） 白焼き着色 5 部

(3) その他参考図書

(4) 打ち合わせ議事録

(5) 電子成果品一式

（図面や報告書については、CAD（HO、JW）形式、DocuWorks、PDF で納品）

Ⅴ. その他担当職員が求める作成図書等

第 4 章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- （1）下水道事業の手引（日本水道新聞社）
- （2）下水道計画の手引（全国建設研修センター）
- （3）持続可能な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（国土交通省、農林水産省、環境省）
- （4）流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（日本下水道協会）
- （5）下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- （6）下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- （7）小規模下水道施設計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- （8）下水道事業コスト構造改善プログラム（国土交通省）
- （9）下水道事業における費用対効果分析マニュアル（国土交通省）
- （10）下水汚泥広域利活用検討マニュアル（国土交通省）
- （11）新都市計画の手続（都市計画協会）
- （12）広域化・共同化計画策定マニュアル（総務省, 農林水産省, 国土交通省, 環境省）
- （13）下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- （14）その他関連図書等